

ユニバーサルアクセスに向けた国家目標の設定

Japan's national targets that were set for 2010 through an inclusive and transparent process are as follows:

-To double the number of people using voluntary HIV testing services from about 100,000 in 2005 to 200,000 by 2010.
(保健所等のHIV抗体検査件数を2005年の約10万件から2010年には2倍の20万件にする。)

-To decrease the number of the newly reported cases of AIDS approximately by 25% from 367 cases in 2005 to 275 cases by 2010.
(エイズ患者の新規報告数を2005年の367件から2010年には25%減少させる。)

UNAIDSへの報告

○2001年の国連総会 HIV/AIDS 特別セッションにおいて採択された HIV/AIDS に対するコミットメントとして、2年に一度、世界各国は自国の HIV/AIDS 対策の進捗状況を、ガイドラインに基づいて UNAIDS へ報告することになった（提出期限：2008年1月末）。

○ガイドライン:United Nations General Assembly Special Session(UNGASS) on HIV/AIDS Guidelines on construction of core indicators

http://data.unaids.org/pub/Manual/2007/20070411_ungass_core_indicators_manual_en.pdf

○報告内容

1. 国別進捗報告：国の HIV/AIDS 流行状況とその対応、ベストプラクティス、主な課題とその対応、モニタリングと評価等を含む
2. 25 の指標 (core indicators : 別紙参照)

○市民社会の役割 (ガイドライン p17-19)

- ・市民社会は国の HIV/AIDS 対策の主な役割を果たしている。
- ・国家エイズ委員会は、計画に基づくデータの収集方法、国別進捗報告の評価と提出のメカニズム、提出されたレポート、を市民社会が簡単にアクセスできるようにすべきである。
- ・国別進捗報告の作成には、市民社会、HIV と共に生活する人々が含まれるべきである。民間セクターもこの報告書作成のプロセス参加の同様の機会があたえられるべきである。
- ・UNAIDS は政府がワークショップやフォーラムを組織し、国別進捗報告の結果を UNAIDS に提出する前に、公開して議論することを強く求める。必要に応じて、最終報告書はこれらのイベントの議論を反映するべきである。

○報告プロセス (ガイドライン p19、p138 の Appendix 8 にチェックリスト)

国は報告に必要な仕事を行うためのタイムテーブルとマイルストーンを作るべきである。

- ・国家戦略計画と UNGASS ガイドラインに沿って、必要なデータを明確にする。
- ・データ収集・分析、報告書作成のタイムラインを含む計画の作成と流布、国家エイズ委員会、他の政府関係機関、市民社会の役割分担を明確にして共通理解する。
- ・データ収集方法をための適切な道具（手段）を明確にする。
- ・データ収集・分析・報告、全般のプロセスに対する資金を確保する。
- ・政府、市民社会、国際的コミュニティーからなるパートナー組織によって調整しながらデータ収集・照合・分析を行う。
- ・適切なデータフォームと国別進捗報告のドラフトを完成させる。
- ・ドラフトに対して、政府機関、市民社会を含む関係者からコメントをもらう。

参考 http://www.unaids.org/en/Goals/UNGASS/2008_UNGASS_ReportinFAQ.asp